

名古屋市地域生活支援拠点事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」に備え、障害者の地域生活を推進することを目的とした名古屋市地域生活支援拠点事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「地域生活支援拠点」とは、「地域生活支援拠点等の整備促進について」（平成29年7月7日障障発0707第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）において示された「地域生活支援拠点等」のうち、次項に規定する必要な機能を備えた複数の事業所・機関による面的な体制をいう。

2 この要綱において地域生活支援拠点における必要な機能とは、次の各号に規定する5つの機能をいう。

(1) 相談

障害者基幹相談支援センター（以下「基幹センター」という。）、特定相談支援事業、障害児相談支援事業、一般相談支援事業及び障害福祉サービス事業等により緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握した上で、連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う機能

(2) 緊急時の受け入れ・対応

短期入所等を活用した常時の緊急受入体制を確保し、介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時の受け入れを始めとした支援を行う機能

(3) 体験の機会・場の提供

地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能

(4) 専門的人材の確保・養成

医療的なケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や専門的な対応ができる人材の養成を行う機能

(5) 地域の体制づくり

基幹センターにおいて、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

3 この要綱において「地域生活支援拠点事業所」（以下「拠点事業所」という。）とは、共同生活援助住居と短期入所事業所を組み合わせ、地域の基幹センター等と連携しながら、障害者等の緊急時の受け入れ・対応及び体験の機会・場の提供を行う事業所をいう。

- 4 この要綱において「地域生活支援推進事業所」(以下「推進事業所」という。)とは、拠点事業所に準じる事業所として、地域の基幹センター等と連携しながら、障害者等の緊急時の受け入れ・対応又は体験の機会・場の提供を行う事業所をいう。
- 5 この要綱において「地域生活支援拠点事業」(以下「拠点事業」という。)とは、次の各号に規定する事業をいう。
- (1) 緊急短期入所事業 (以下「お助けショートステイ」という。)
拠点事業所において、第2項第2号に規定する機能を提供する事業をいう。
 - (2) 地域生活体験事業 (以下「お試しグループホーム」という。)
拠点事業所において、第2項第3号に規定する機能を提供する事業をいう。
 - (3) 地域生活支援推進事業
推進事業所において、第2項第2号又は第2項第3号に規定する機能を提供する事業をいう。
 - (4) 地域連携コーディネート事業
基幹センターにおいて、お助けショートステイにかかる事前登録勧奨及び緊急時の連絡窓口や利用受付、お試しグループホームにかかる利用勧奨、利用調整及び対象者の掘り起こし、その他第2項第5号に規定する機能を提供する事業をいう。

(実施主体)

- 第3条 前条第5項第1号及び第2号に規定する拠点事業の実施主体は、当該拠点事業所を運営する事業者 (以下「拠点事業者」という。) とする。
- 2 前条第5項第3号に規定する拠点事業の実施主体は、当該推進事業所を運営する事業者 (以下「推進事業者」という。) とする。
- 3 前条第5項第4号に規定する拠点事業の実施主体は、名古屋市とする。ただし、事業運営については、基幹センターを開設している (コンソーシアムによる形態も含む。) 事業者のうち市長が適当と認めたもの (以下「受託事業者」という。) に委託するものとする。

(拠点事業所の要件)

- 第4条 拠点事業所は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。
- (1) 原則として、同一法人の運営する短期入所を2床以上併設する、共同生活援助住居であること。
 - (2) 前号の規定に関わらず、市長が必要と認めた場合は、同一区内に所在する単独又は複数の共同生活援助住居及び短期入所事業所を組み合わせたものを拠点事業所とすることができるものとする。
 - (3) 第1号の規定に関わらず、市長が必要と求めた場合は、単独又は複数の共同生活援助住居及び短期入所事業所が同一区内に所在し、複数法人がコンソーシ

アムの形態による運営を行う場合は、それらを組み合わせて拠点事業所とすることが出来るものとする。

- (4) 短期入所事業所のうち、居室1床を緊急利用用として空床確保し、緊急に短期入所の利用が必要な方の受け入れを行うこと。一拠点事業所に複数の短期入所事業所がある場合、少なくとも居室1床を緊急利用用として空床確保すること。
- (5) お助けショートステイの円滑な実施を行うため、地域の基幹センターと連携を図り、緊急時受入の可能性がある方については、本人等の同意を得た上で、事前に短期入所の利用に当たって必要な情報の登録を行うこと。また、必要に応じて情報の更新を行うこと。
- (6) 地域の基幹センターに対して、短期入所事業所の空床情報を定期的に提供すること。
- (7) 共同生活援助住居のうち、居室1床を体験利用用として空床確保し、体験利用について積極的に取り組むこと。一拠点事業所に複数の共同生活援助住居がある場合、少なくとも居室1床を体験利用用として空床確保すること。
- (8) 地域の基幹センター、自立支援連絡協議会及び日中活動サービスを始めとする障害福祉サービス事業所等と日頃から緊密な連携を確保すること。
- (9) その他、本市との緊密な連携を確保する中で、本市が実施する障害者等の地域生活支援に係る施策に対して積極的に協力すること。

(拠点事業所の整備協議)

- 第5条 拠点事業所を整備しようとする事業者（以下「協議事業者」という。）は、別途定める期間に必要な資料を添えて、市長に整備協議を行うものとする。
- 2 協議事業者は、障害福祉サービス事業所の運営について、別に定める時点において5年以上の経験を有する法人とする。なお、前条第3号に規定する運営形態による協議を行う場合は、構成法人すべてが5年以上の経験を有する必要があるものとする。
- 3 市長は、第1項の規定による整備協議を受けたときは、名古屋市地域生活支援拠点事業所開設等事業者評価委員（以下「評価委員」という。）にその内容を評価させ、その評価結果を踏まえて、整備の可否を決定するものとする。
- 4 市長は、協議事業者に対し、速やかにその結果を通知するものとする。

(拠点事業所の登録)

- 第6条 前条に規定する協議の結果、整備可と決定された事業者（以下「整備事業者」という。）が拠点事業所の整備を完了した場合は、事業開始前に、名古屋市地域生活支援拠点事業所登録申請書（第1号様式）に誓約書（第2号様式）を添え、市長に提出するものとする。
- 2 市長は、前項の申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたものに

ついて拠点事業所の登録を行い、名古屋市地域生活支援拠点事業所登録決定通知書(第3号様式)により整備事業者に通知するものとする。

- 3 市長は、前項の規定により拠点事業所の登録を行った事業者について、名称、所在地、法人名、営業日、営業時間、担当区域、支援員体制、事業内容、活動実績等の公表を行うものとする。

(拠点事業所の運営形態変更協議)

第7条 拠点事業者は、第4条第1号から第3号に規定する拠点事業所の運営形態(以下、「運営形態」という。)の変更を希望する場合、別途定める期間に必要な資料を添えて、市長に運営形態変更協議を行うものとする。

- 2 市長は、前項の規定による運営形態変更協議を受けたときは、評価委員にその内容を評価させ、その評価結果を踏まえて、変更の可否を決定するものとする。
- 3 市長は、第1項の協議を申し出た事業者に対し、速やかにその結果を通知するものとする。

(拠点事業所の変更届出)

第8条 拠点事業者は、登録の内容に変更が生じたときは、速やかに名古屋市地域生活支援拠点事業所登録変更届出書(第4号様式)を市長に提出するものとする。

(拠点事業所の廃止等)

第9条 拠点事業者は、拠点事業所を廃止又は休止するときは、その1か月前までに名古屋市地域生活支援拠点事業所廃止・休止・再開届出書(第5号様式。以下「廃止・休止・再開届出書」という。)を、再開したときは、その後10日以内に廃止・休止・再開届出書を市長に提出するものとする。

- 2 前項の廃止及び休止の届出を行う拠点事業所のうち、共同生活援助について通常規模を超える定員で指定(「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成18年12月6日障発第1206001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)」第十五の2(3)③の規定をもとに、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律第29条に規定する指定がされたことをいう。)を受けた拠点事業所については、当該共同生活援助の指定についても廃止、休止もしくは通常規模の定員とするための変更の届出をしなければならない。

(推進事業所の登録等)

第10条 推進事業所の登録等について必要なことは別に定める。

(調査等)

第11条 市長は、拠点事業者、推進事業者及び受託事業者に対して、拠点事業の運

営状況に係る調査を必要に応じて適宜実施することができる。

- 2 市長は、拠点事業者、推進事業者及び受託事業者に対して、各事業の運営状況について、随時報告を求めることができる。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に際し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この要綱が施行する以前に拠点事業所として整備相談を行い、適当と認められ、平成30年度内に整備が完了する予定の事業所については、第5条に規定する整備協議を経ないで登録申請ができるものとする。
- 3 前項の規定に基づき登録された拠点事業所については、要綱第4条第5号中「共同生活援助のうち、居室1床を体験利用用として空床確保し」とあるのは、「共同生活援助のうち、居室1床を体験利用用として空床確保し、確保できない場合は短期入所の居室を利用して」と読み替えることができる。

附 則

この要綱は、令和2年6月16日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年12月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の各要綱（以下「旧要綱」という。）の規定に基づいて提出されている申請書等は、この要綱による改正後の各要綱（以下「新要綱」という。）の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現に旧要綱の規定に基づいて作成されている用紙は、新要綱の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。